

公 告

【電子入札】

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので公告する。

令和8年10月6日

南島原市長 相川 武利

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 8交橋維第1号
- (2) 工 事 名 西上町橋・下長平谷橋・中島橋3橋梁補修工事
- (3) 工事場所 南島原市加津佐町己・北有馬町甲・北有馬町乙
- (4) 工 期 令和9年3月31日 まで
- (5) 工事概要 西上町橋 ひびわれ注入工1構造物(0.75m)
ひびわれ充填工1構造物(3.30m) 断面修復工(SS1)3式(3.957m3)
高分子系浸透防水工1式(A59.95m2)
下長平谷橋 断面修復工(左官)1構造物(0.410m3) 橋面防水工18m2
中島橋3 断面修復工(左官)1構造物(0.306m3) 橋面防水工28m2
- (6) 入札回数 1回
- (7) 入札保証金 南島原市契約規則による免除。
- (8) 最低制限価格 設定
- (9) 支払条件 前金払＋中間前金払又は部分払
- (10) この入札は、南島原市建設工事一般競争入札実施要綱（平成25年南島原市告示第101号。以下「実施要綱」という。）第2条第6号に規定する事後審査型入札である。
- (11) この入札は、南島原市電子入札実施要綱（平成29年南島原市告示第33号。以下「電子入札実施要綱」という。）に基づく南島原市電子入札システムを使用して行う入札である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加資格を有する者は、事後審査型入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2の(1)に定める要件を満たす者で、公告の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。
ただし、配置技術者の専任が必要な場合は、落札決定の日からとする。

建設業の許可に関する条件	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、以下の許可を有すること。	
	工事の種類	土木一式工事
	許可区分	一般又は特定
施工実績に関する条件	不要	

営業所の所在地、総合数値、格付等級、年間平均完成工事高等に関する条件	営業所の所在地	営業所区分	総合数値	格付等級	施工実績における年間平均完成工事高
	南島原市	本社		A	
その他の条件	なし				
配置技術者に関する条件	以下の条件をすべて満たす技術者を配置できること。 （法第26条第3項に該当する場合は専任で配置）				
	国家資格等	法等による土木一式工事の主任技術者（法第26条第2項に該当する場合は監理技術者）となるための要件を満たす者			
	工事経験	以下のいずれかに該当する者であること。 1 土木一式工事に係る主任技術者となれる国家資格者証等を有する。 2 公共工事（土木一式工事）の元請工事（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30%以上のものに限る。）の主任技術者（法第26条第2項に該当する場合は監理技術者）としての施工経験がある。			
	その他	当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認届出書等の提出期限日を含め連続して3カ月以上）にある者。			
経営事項審査の審査基準日		経営事項審査の審査基準日は、令和6年7月1日から令和7年6月30日までの間の基準日とする。ただし、令和7年7月1日以降に南島原市建設工事入札制度合理化対策要綱（以下「合理化対策要綱」という。）第10条に基づく再度の資格審査を受けた者については、その審査基準日を対象とする。 なお、公告の日から落札決定の日までの間において、建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。			

- (注1) 「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合は、当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、合理化対策要綱第4条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加資格名簿（以下「名簿」という。）に登載された営業所（以下「受任営業所」という。）とする。
なお、「営業所の所在地、総合数値、格付等級、年間平均完成工事高等に関する条件」において、受任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなる者にあつては、本工事に関する入札、契約等は当該受任営業所の受任者において行うこと。
- (注2) 「格付等級」とは、名簿記載の「格付等級」をいう。A等級については、合理化対策要綱第6条の表の技術者の欄の要件を満たさなくなった場合、B等級に降格する。また、B等級（降格した者を含む）については、年度途中の昇格はない。
- (注3) 「年間平均完成工事高」とは、経営事項審査の「年間平均完成工事高」をいう。
- (注4) 「工事成績評定」とは、南島原市工事成績評定要領（平成25年南島原市告示第102号）による「工事成績評定」をいう。
- (注5) 「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び契約の相手方が公団、公社である建設工事」をいう。
- (注6) 「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、当該工事の配置技術者とはなりえないことに留意すること。
ただし、建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（令和7年6月11日付け7南管財第124号）の規定に基づき兼務を認める場合を除く。

3 入札日程等

項 目	期 間	場 所 (方 法)
入札説明書（設計図書等）の交付期間及び場所	令和8年10月6日（火曜日） から 令和8年10月19日（月曜日） まで	入札情報システムからダウンロード
入札説明書（設計図書等）に関する質問期間及び場所	令和8年10月6日（火曜日） から 令和8年10月19日（月曜日） まで	9（2）の工事・技術担当課へファクシミリ又は持参（注2）
上記回答期限及び回答方法	令和8年10月21日（水曜日）	質問があった場合は入札情報システムに掲載
上記回答に関する再質問期限及び場所	上記回答期限の翌日の正午まで （土日、祝日の場合はその翌日）	9（2）の工事・技術担当課へファクシミリ又は持参（注2）
上記再質問の回答期限及び方法	上記再質問期限の翌日の正午まで （土日、祝日の場合はその翌日）	再質問があった場合は入札情報システムに掲載
入札書及び工事費内訳書の受付期間及び場所	令和8年10月26日（月曜日） 09時00分 から 令和8年10月28日（水曜日） 17時00分 まで	電子入札システムによる （やむを得ない理由により紙入札を希望するときは、8（2）のとおり）
開札予定日時及び場所	令和8年10月29日（木曜日） 11時00分 から	南島原市 西有家庁舎 （電子入札システムによる）
競争参加資格審査申請書の提出期間及び場所	落札候補者決定通知の翌日から起算して3日以内	9（1）の入札担当課へ持参

（注1） 上記の期間は、特に定めがない場合は、南島原市の休日を定める条例（平成18年南島原市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く8時30分から17時15分までとする。
（来所する場合は正午から13時までを除く）

（注2） 質問者はファクシミリの場合、必ず提出先に着信を確認し、後に質問文書原本を郵送又は持参して提出すること。

（注3） 入札参加希望者は、入札説明書の解釈又は質問回答書に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。質問回答書に対する再質問についても締切日以降の再質問は受け付けない。

（注4） 電子入札システムの利用可能時間については、8時00分から20時00分まで。
（土日、祝日及び年末年始を除く）

4 入札説明書に関すること

- （1） 入札説明書の取得については、本公告2の資格保有者のみとする。
- （2） 入札説明書は、自社で南島原市入札情報システムから取得すること。取得した入札説明書を他人に譲渡、販売、貸与した者は入札に参加できない。

5 提出書類

- (1) 落札候補者は、次の書類を提出すること。提出部数は1部とする。
共通事項書3の(1)オ、キ、ク
①競争参加資格審査申請書
②配置予定技術者等の資格及び工事経験表、その添付書類

6 落札者の決定方法

- (1) 落札者は実施要綱第14条から第16条の規定に基づき決定し、速やかに落札者を含む入札参加者全員にその旨を通知する。
- (2) 本工事は、類似工事における受注機会拡大の運用について（平成25年7月5日付け25南管財第401号）の規定に基づき、類似工事による発注とする。
 - ア 開札後、予定価格を告知し、入札の執行を保留する。執行の保留解除後、予定価格以下の価格で最低制限価格以上の価格の入札（以下「有効入札」という。）をした者のうち、最低価格を提示した者を落札候補者として決定し告知する。ただし、その者が当該工事より開札順位の早い類似工事で落札候補者となっている場合は、次に低い価格を提示した者（以下「次順位者」という。）を落札候補者として決定し告知する。次順位者の取扱いは、順次準用する。
 - イ 保留解除後、落札候補者に決定された者は、当該工事より開札順位の遅い類似工事では不適格者とし、落札者にはなり得ないものとする。
 - ウ 落札候補者として決定した後、当該工事より開札順位の早い類似工事の状況により、落札候補者の変更が生じた場合は、提出された競争参加資格審査申請書の審査は行わない。
 - エ 有効入札をした者が、当該工事より開札順位の早い類似工事の落札者のみの場合は、イにかかわらず最低価格を提示した者を当該工事の落札者とすることができる。

類似工事

開札順位	工事番号	工 事 名
1	8世工第2号	南島原市原城跡世界遺産センター新設工事（外構2期）
2	8交橋維第1号	西上町橋・下長平谷橋・中島橋3橋梁補修工事

7 入札の無効

南島原市契約規則（平成18年規則第44号）第9条に定める場合のほか、次に掲げる場合は無効とする。

- (1) 共通事項書14に定める基準及び工事費内訳書取扱要領（平成25年10月7日付け25南管財第645号）に定める基準に該当していると認められる場合
- (2) 南島原市発注の建設工事における系列会社の同一入札への参加規制について（平成25年8月1日付け25南管財第473号）に定める基準に該当していると認められる場合
- (3) 電子入札実施要綱第16条に定める基準に該当していると認められる場合

8 その他

- (1) その他入札参加資格、入札・契約に関する事項は、共通事項書のとおり。
- (2) やむを得ない理由により紙入札を希望するときは、「電子入札実施要綱」による。
- (3) 入札結果、本公告及び共通事項書は、南島原市ホームページに掲載する。
ホームページアドレス <https://www.city.minamishimabara.lg.jp>

9 問い合わせ先

(1) 入札担当課

南島原市総務部 管財契約課
TEL 0957-73-6626
FAX 0957-82-3086

(2) 工事・技術担当課（入札説明書に関する質問書の送信先）

南島原市建設部 建設課
TEL 0957-73-6675
FAX 0957-82-0240